

第2章

計画の概要

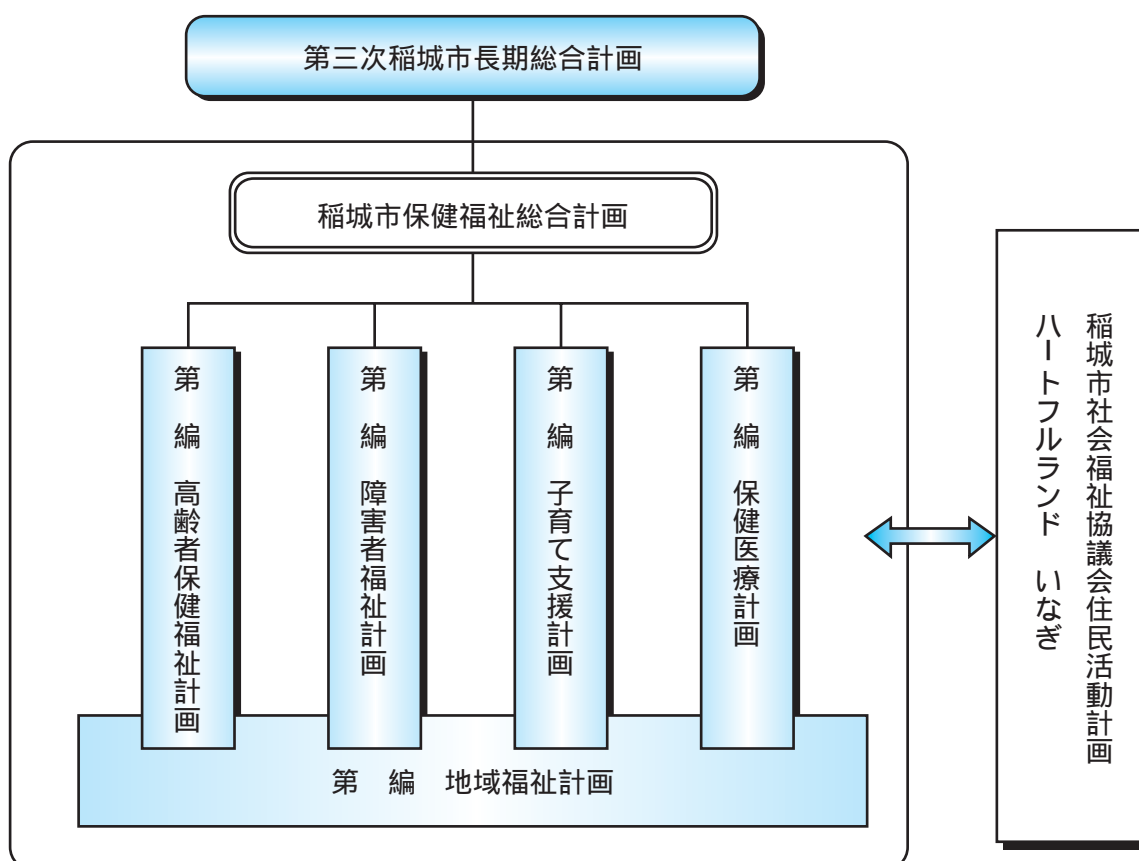
1 計画の構成

本計画は2部から構成され、第1部は計画全体に関する理念論であり、第2部では基本計画編として第 編 地域福祉計画、第 編 高齢者保健福祉計画、第 編 障害者福祉計画、第 編 子育て支援計画、第 編 保健医療計画を掲載しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、地方自治法第2条第4項に定める市の基本構想である『第三次稲城市長期総合計画』に即した、保健・福祉に関する総合的な計画です。

『稲城市保健福祉総合計画』は以下のように構成されています。



国や都がそれぞれ策定した関連計画や、市が策定した個別計画との整合性を保つとともに、多様な福祉活動を基盤に市民が主体的に策定した稲城市社会福祉協議会の『住民活動計画ハートフルランド いなぎ』と連携を図ります。

第 編 地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画にあたります。
 第 編 高齢者保健福祉計画は、老人保健法第46条の18及び老人福祉法第20条の8に基づく老人保健福祉計画にあたります。また、別途策定した『稲城市介護保険事業計画(第3期)』と整合・連携を図ります。

「第 編 障害者福祉計画」は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたります。

第 編 子育て支援計画は、既に策定した平成17年度からの稲城市次世代育成支援行動計画と整合・連携を図ります。

第 編 保健医療計画は、健康日本21を踏まえた地方計画を包含した計画です。また、平成14年度からの第二次稲城市母子保健計画との整合・連携を図るとともに、平成15年5月に施行された「健康増進法」及び平成17年7月に施行された「食育基本法」を踏まえた計画とします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成18年度(2006年度)から平成23年度(2011年度)までの6年間とします。

なお、上記期間中においても、福祉を取り巻く社会情勢の変化により必要が生じれば、それに応じて部分的変更、見直しを行うこととします。

計画期間と関連計画

初年度	平成18年度	19	20	21	22	23
平成18年度～	稲城市保健福祉総合計画					
平成13年度～	第三次稲城市長期総合計画・基本計画					基本構想
平成14年度～	第二次稲城市母子保健計画					
平成18年度～	稲城市介護保険事業計画(第3期)					
平成17年度～	稲城市次世代育成支援行動計画					
平成18年度～	ハートフルランドいなぎ					